

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H29. 1. 30	H29. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> 「官民連携福祉貢献インフラファンドのファンドマネジャー公募及び審査に係る法的支援業務委託（単価契約）」の金額確定及び支出について 官民連携福祉貢献インフラファンドに係るファンドマネジャー募集要項の制定及びファンドマネジャーの公募について 	105	1														会計管理局 管理部 公金管理課	
2	H29. 1. 30	H29. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度官民連携福祉貢献インフラファンドの業務執行状況調査委託 			1												1	(7条6号) 契約目途額及び積算内訳書を開示することで、今後契約を締結する際に、契約目途額が高い精度で推察されることとなり、契約事務における公平性及び競争性の確保が妨げられ、契約事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。	会計管理局 管理部 公金管理課
2	H29. 1. 30	H29. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度官民連携福祉貢献インフラファンドの業務執行状況調査委託 			1												1	(7条6号) 契約目途額及び積算内訳書を開示することで、今後契約を締結する際に、契約目途額が高い精度で推察されることとなり、契約事務における公平性及び競争性の確保が妨げられ、契約事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。	会計管理局 管理部 公金管理課
2	H29. 1. 30	H29. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携福祉貢献インフラファンドに係るファンドマネジャーの選定について 			1												1	(7条3号) 非開示対象の事業者は、本件と同種のファンドに関する事業を営んでおり、非選定事業者として事業者名を公にすることが同社の名誉、社会的評価を侵害し、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。	会計管理局 管理部 公金管理課
2	H29. 1. 30	H29. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携福祉貢献インフラファンドのファンドマネジャー募集に係る審査結果について 			1												1	(7条3号) 審査結果の詳細な内容は、提案者の経営情報、運営実績、投資案件発掘手法など、限られた一定範囲の者にのみ知ることができる提案者の内部管理情報であって、公にすることにより、提案者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 (7条6号) 審査結果の詳細な内容を開示することで、今後ファンド運営事業者の審査を行う際に、審査の公平性及び競争性の確保が妨げられ、審査に係る事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。	会計管理局 管理部 公金管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
2	H29. 1. 30	H29. 2. 13	・官民連携福祉貢献インフラファンドに係るファンドマネジャー選定に際しての審査段階における支援業務委託			1													(7条6号) 契約目途額及び積算内訳書を開示することで、今後契約を締結する際に、契約目途額が高い精度で推察されることとなり、契約事務における公平性及び競争性の確保が妨げられ、契約事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。	会計管理局 管理部 公金管理課
2	H29. 1. 30	H29. 2. 13	・官民連携福祉貢献インフラファンドのファンドマネジャー募集に係る審査について			1													(7条6号) 審査項目の配点を開示することで、今後ファンド運営事業者の審査を行う際に、審査の公平性及び競争性の確保が妨げられ、審査に係る事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。	会計管理局 管理部 公金管理課
3	H29. 2. 8	H29. 2. 20	小池知事着任から現在までの、知事決裁の公文書情報公開に関する公印の決裁、押印の記録（会計管理局分）																	会計管理局 管理部 総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。